政令第二百二号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内 閣は、 臨床検査技師等に関する法律 (昭和三十三年法律第七十六号) 第十一条及び第二十条の十の規定

に基づき、この政令を制定する。

臨 床検査技師等に関する法律施行令 (昭和三十三年政令第二百二十六号) の — 部を次のように改 正する。

第八条 の二中第五号を第六号とし、 第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、 第一号の次に次の一号を

加える。

医療用吸引器を用いて鼻腔、 口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為

第八条の二に次の一号を加える。

七 内視鏡E 用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一 部を採取する行為

附則

(施行期日)

1 この政令は、 令和三年十月一日から施行する。ただし、 附則第三項の規定は、 公布の日から施行する。

(令和六年四 月 一 日 前 院に臨床が ·検査: 技師 の免許を受けた者等に関する経過 措 置)

2 令和六年 匹 月 一 日 前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同 日前 に臨 床 検査技師国家試験に合格した者

であって同 日 以後に対 臨床検査 技師 の免許を受けたものは、 診療 の補助として、 この政令による改正 後 の第

修を受けなければならない。

八条の二第二号及び第七号に掲

げ

る行為を行おうとするときは、

あらかじめ、

厚生労働大臣

が

指定する研

3 厚生 労働 大臣 は、 この 政 令 0 施行 前 に お 7 ても、 前 項に規定する指定をすることができる。

4

病院

<u>(</u>医

療法

(昭和二十三年法律第二百五号)

第一条の

五第一

項に規定する病院をいう。)

又は診

療所

同 条第二項に規定する診療所をいう。 の管理者は、 当該病院又は診療所に勤務する臨床 検査 一技師 のう

ちに 附 則 第二 項に規定する者がい る場合は、 令和六年四 月一 日までの間 に、 当該者に対し、 同 項に規定す

る研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

5

この 政 令 (T) 施 行前 にした行為に対する罰 副 則の適 用については、 なお従前の 例による。

 \bigcirc) 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)(抄)臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
(検体採取)	(検体採取)
一 (略) 第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。	一 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類する第八条の二 法第十一条の検体採取は、次に掲げる行為とする。
	ものを採取する行為
	(新設)
三 (略)	
	にこれらを採取する行為を除く。)
四 (略)	三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行
五 (略)	四 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為為 **** 為 ***** 為 *****************
六(略)	五綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為
七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を	(新設)
採取する行為	